

ご利用いただける方

不動産を所有し担保提供可能な、当社所定の資格・要件を満たす方に限ります。

- ・ 借入時に満20歳以上60歳未満で、最終返済時80歳未満の方。
 - ・ 原則、前年度の税込み年収(自営業の方は所得)が500万円以上で、返済期間中、安定した収入が見込める方。
 - ・ 保証会社の保証が受けられる方。
 - ・ 団体信用生命保険に加入可能な方。
- ※ 担保提供不動産は、自宅に限らず、お客さまおよび家族名義で所有の一戸建て、マンション、アパートも対象です。

借入金の使途

本人所有の居住用賃貸用の不動産にかかる次の資金

- (1) 不動産購入資金
 - ・ 不動産の購入(中古不動産含む)、建築
 - ・ 上記の借りかえ資金

※ 借入金の使途の対象不動産の所在地は問いません。
- (2) 不動産売却時の残債精算資金
- (3) 不動産購入関連の次の資金
 - ・ 不動産仲介手数料
 - ・ 登記費用
 - ・ 火災保険料
 - ・ 印紙代
 - ・ その他当社が認める諸費用
- (4) その他当社が認める不動産関連資金
 - ※ 以下の資金使途は対象外です。
 - a. 事業性資金
 - b. 消費性資金(生活資金、カードローンなど)
 - c. 資金使途の確認できない資金
 - ※ 申し込みに際しては、資金使途の証明ができるもの(見積書、契約書、請求書、領収書、残債証明書など)を確認します。

借入限度額

- ・ 原則300万円以上1,000万円以内(10万円単位)
- ※ お客さまの年収や他の借入状況などにより制限する場合があります。

借入期間

- ・ 1年以上20年以内(1カ月単位)
- ※ お客さまの年齢や資金使途等により制限する場合があります。

借入利率

変動金利型のみ取り扱いです。

【変動金利型(年2回見直し型)】

- ・ 当社所定の短期プライムレートを基準とし、年2回借入利率の見直しをします。
 - (1) 4月1日を基準日として同年7月の約定返済分より新利率適用。
 - (2) 10月1日を基準日として翌年1月の約定返済分より新利率適用。
- ・ 借入利率は半年ごとに見直しますが、返済額は5回ごとの10月1日を基準日として見直します。
- ・ 返済額が変わらない間の利率の変動は、毎回の返済額の元本と利息の割合で調整します。
- ・ 返済額の見直しは、返済負担の急増を防ぐため、それまでの返済額の1.25倍を増額の上限とします。また、返済額の減額には下限を設定しません。
- ・ 返済額の見直し時点で繰延利息がある場合、新たな返済額は繰延利息額を含めない残元本から算出されるものとし、残存する繰延利息は、新たな返済額の中から優先的に充当されます。
- ・ 最終回返済額は毎回の返済額にかかわらず、残元本とその利息、および繰延利息を加えた金額です。
 - ※ 繰延利息とは、適用利率の変更により、各回返済時に支払うべき約定利息額が所定の各回返済額を超える場合の超過額です。

返済方法

【毎月元利均等分割返済】

- ・ 元利均等とは、元金と利息を合わせた毎回の返済額を同額(均等)に設定し返済する方法です。ただし、同額の返済額のうち、元金と利息の内訳は毎月変わります。
- ※ お客さまの指定の金融機関からの自動引き落としでの返済です(一部取り扱えない金融機関もあります)。

担保

担保提供不動産に当社を権利者とする根抵当権を設定登記します。

- ※ 第2順位以降の根抵当権設定登記による借り入れも対応します。
- ※ 担保設定費用は別途負担していただきます。

【対象となる担保提供不動産】

- ・ お客さまおよび家族名義で所有の不動産(居住用・賃貸用を問いません)
- ・ 所在地、構造や築年数は問いません。
- ・ 原則、土地の権利形態が所有権のもの。(借地の場合はお問い合わせください)。
- ・ 原則、建物の火災保険に加入していただきます。
 - ※ 不動産売却時の残債精算資金の場合は加入の必要はありません。

団体信用生命保険

- ・ 借入金額に見合う金額の当社指定の団体信用生命保険に加入していただきます。保険料は当社で負担します。ただし、選択する団体信用生命保険によって、金利が上乗せされる場合があります。

保証人

- ・ 原則、担保提供不動産の共有者には連帯保証人になっていただきます。
- ・ 家族名義の不動産を担保提供する場合には、原則、名義人に連帯保証人になっていただきます。名義人が連帯保証人にならない場合には、名義人から借入同意書をいただきます。

保証会社

- ・ オリックス・クレジット(株)に一定期間(不動産担保権の設定・登記完了まで)の保証を委託していただきます。
- ・ 保証料は不要です。

取扱事務手数料等

- ・ 取扱事務手数料はかかりません
- ・ 登記費用と印紙代がかかります。

繰上返済解約金

借入残高の一部、または全部を繰上返済する場合は、繰上返済解約金がかかります。ただし期間短縮のみの場合は、11,000円(消費税込み)の手数料がかかります。

- ※ 1回の一部繰上返済金額は50万円以上(1円単位)です。
- ※ 金利が上昇して繰延利息が発生した場合の一部繰上返済では、繰延利息の清算が必要になります。
- ※ 完済時の根抵当権抹消書類は郵送または当社への来社での受け渡しとします。

- ※ 当社およびオリックスグループの住宅ローンの借りかえには利用できません。
- ※ 借入利率は、当社ウェブサイトまたは住宅ローンプラザで確認してください。
- ※ 実際の借入利率は、申込時ではなく、借入日の店頭表示金利を適用します。店頭表示金利は毎月見直します。
- ※ 金利動向によっては月中旬に店頭表示金利の見直しをすることがあります。
- ※ 返済額は、お客さまよりお申し出の条件にしたがって試算します。
- ※ 審査の過程で、担当者から必要書類の依頼をしますので、あらかじめご了承ください。なお、お預りした書類は原則返却しません。
- ※ 申し込みの際には当社所定の審査をします。審査結果によってはご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

(お問い合わせ) オリックス銀行

<https://www.orixbank.co.jp/>

- 東京住宅ローンプラザ 営業第一部ローン開発課
東京都港区芝3-22-8 オリックス乾ビル
フリーダイヤル 0120-094-007
受付時間 9:00～17:00 土日祝および12/31～1/3休

本説明書の記載事項は2019年10月1日現在のものです。